

平成十八年十一月十七日受領
答弁第一四八号

内閣衆質一六五第一四八号

平成十八年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島との郵便、電話等の通信に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島との郵便、電話等の通信に関する質問に対する答弁書

一及び二について

北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシア連邦が、法的根拠なくして占拠しており、我が国は、現在、御指摘の事業を行うことが事実上できない状況にある。外務省として承知している限りでは、一般に、御指摘の通信は、我が国国民が北方四島又はその周辺水域において北方領土問題に関する我が国の立場を損なわない形で一定の活動を行うために設定されている日露間の枠組みの実施に関連して行われていること等から、北方領土問題に関する我が国の立場を損なうものではないと考えている。

三について

国際通話として扱われていると承知している。

四について

御指摘の事例はある。